

通信の秘密に関する検討

L M虎ノ門南法律事務所
弁護士 上沼 紫野

1 通信の秘密の保護

1 通信の秘密の保護対象

- ・「通信の内容」のみならず、通信相手、回数、通信日時、通信場所等 「通信の存在それ自体に関する事柄」を広く包含する

2 通信の秘密の保護対象と、保護によって保護される権利・利益

	信書の場合	デジタル通信の場合	保護される権利利益
通信の内容	封書の中身	・電子メールの本文・件名 ・添付ファイルの内容・名称等	・表現の自由 ・内心の自由 ・プライバシー
通信の存在それ自体に関する事柄(いわゆるメタデータ)	封書の外面 宛先・差出人 消印の場所、日時	・送受信日時 ・IPアドレス ・ポート番号 ・ドメイン ・メールアドレス	・プライバシー (・内心の自由(大量データ分析に基づく推知など))

2 通信の秘密の制限

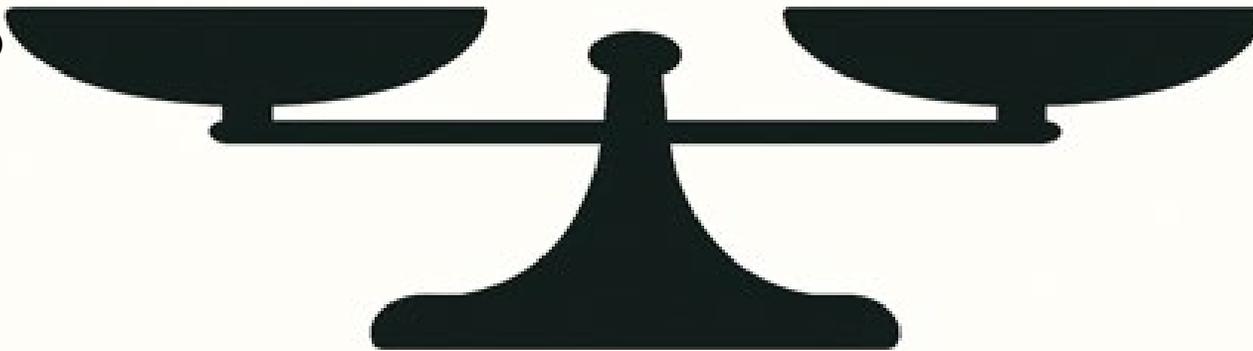
1 通信の秘密の制限

公共の福祉の観点から必要やむを得ない限度において一定の制約を受ける

通信の秘密で守られる利益

通信の秘密の制限により
実現される利益

他の目的のために制限
される場合でも、侵害の
程度を最小限に



2 通信の秘密の制限

2 通信の秘密の制限を伴う対応と通信事業者の負担

種類	通信の秘密が制限される程度	通信事業者の負担	Note
同意	低い(本人の同意がある)	判断の負担 小? 取得のための負担 大 訴訟リスク 中?	・個別具体的な同意 ・同意しない利用者の存在
法令行為	実現しようとする目的による	判断の負担 小 訴訟リスク 小	・目的・手段については予め法律で規定
正当業務行為 正当防衛 緊急避難	実現しようとする目的による	判断の負担 大 訴訟リスク 大	実現方法の検討も事業者

2 通信の秘密の制限

3 通信の秘密の制限を最小限にするための手段

(1) 制限の程度を構成する要素

視点	制限大	制限小
通信当事者	1対1通信	公開される情報へのアクセス
対象情報	通信内容	メタデータ (集積しなければ侵害の程度が低い)
通信情報の利用手段	保存、知得、窃用、漏えい (その組み合わせ) 保存期間 恣意性が介入する余地があるか	

3 制限の最小限性を担保する仕組み

1 考え得る措置

(1) 事前

- ・法令の規制(禁止規定等)
- ・公平な第三者による承認
- ・透明性確保のための仕組み作り

(2) 事後

- ・違反を発見しやすくするための措置
→ 報告、第三者による監査
- ・違反に対する実効性のあるペナルティ
- ・違反により権利を侵害された者の容易な権利救済手段

3 制限の最小限性を担保する仕組み

2 具体的な制度の一例

	事前	事後
法令の条文等	・禁止行為等の明記 (目的外利用の禁止、照合の禁止など)	・違反に対する実効的な制裁 ・「被害者」の容易な救済手段
制度・組織	独立機関による監視 (事前承認・事後監査)	
透明性確保 (実態把握)	・記録・報告義務	・公表・報告(目的を害さない範囲)